

調査協力会員 様

日頃から大変お世話になっております。

この度は、「全国養護教諭連絡協議会 平成 30 年度養護教諭の職務に関する調査」にご協力いただき、ありがとうございます。11 月 1 日に全国養護教諭連絡協議会のホームページに調査関係の資料をアップし、12 月 10 日（回答入力期間は 1 月 31 日まで）から回答入力が始まりました。

今まで以下のような質問を受けております。Q & A を作成しましたので、参考にさせていただき、回答入力をよろしくお願ひします。

平成 30 年度養護教諭の職務に関する調査 Q & A (1)

Q (質問)	A (答え)
<p>質問：トークンについて</p> <p>・一度調査入力した後、再度 Web サイトから入ろうとしたところ、何度試してみても「トークンがすでに使われているか、無効である」の表示が出てアンケートの回答場面が開かない。</p>	<p>◆ Web には正しいトークンを入れれば、何度も入ることができるようになっています。</p> <p>トークンの数字と数字の間は「 _ 」アンダーバーです。数字、アンダーバーは半角入力です。再度、確認をして正しいトークンを入れてください。</p>
<p>質問：中高一貫校からの質問</p> <p>・問 1 で所属校種を選択しますが、問 2 の在籍数は中学校と高校の両方の人数を入力するのでしょうか？また他の問についても、件数や人数などを回答するところでは、全校分としてカウントするのか、それとも問 1 で選択した校種だけの分をカウントするのか分かりませんでした。ちなみに保健室は一つで、関わる生徒は中高、区別しないで対応に当たっています。</p>	<p>◆ 「入力上の注意」（ホームページからダウンロードできます）に記載してあるように、どちらを選択するか悩まれる場合は、学年が高い方の校種を選択する。となっているので、この場合は高校についてご回答いただければと思います。</p>
<p>質問：職について</p> <p>・問 3 の再任用の養護教諭は、「本採用」「臨時採用」のどちらでカウントしたらよいでしょうか。</p>	<p>◆ 再任用は本採用職員としてください。</p>
<p>質問：B1 集団への保健指導の実施状況について</p> <p>問 17b 保健指導の実施回数</p> <p>・高校では学年全体で指導することが多く、カウントの仕方はどうしたらよいでしょうか。</p>	<p>◆ 実施回数なので学年全体で 1 回なら 1 回とカウントしてください。</p>

<p>質問：集団への保健指導は養護教諭の直接指導のみをカウントとするか、企画・運営も入るか</p> <p>問 17 行事や学級等、集団への保健指導を実施していますか。</p> <p>・保健指導の実施は、養護教諭が直接行ったもののみの実施回数となりますでしょうか。</p> <p>また、講師招聘や生徒の委員会活動での実施については対象となりますでしょうか。</p>	<p>◆ 企画運営等の時間や講師招聘時のコーディネーターとして動く時間も必要のため、養護教諭が企画・運営に関わったものや委員会活動での実施等も含めてください。</p>
<p>質問：保健室来室数の変動条件について、記載条件のみを考慮でよいか</p> <p>問 18 平常時における一週間の保健室来室者数は、それぞれのべ何人でしたか。</p> <p>・「行事等特別な日にある週は避けた連続した5日間」という条件ですが、「週により来室者数の増減に差があるため、選ぶ週によっては、集計人数に大きく差が出てしまう。」とありました。記載された条件のみを外した連続した5日間と捉えてよいでしょうか。</p>	<p>◆ はい、その捉え方でお願いします。</p>
<p>質問：健康相談の事例件数について</p> <p>・問 21 の健康相談の事例件数に、希望を取って行っている色覚検査の件数は含まれますか？</p>	<p>◆ 検査の数ではなく、「検査の結果、色覚異常の疑いで、保護者（児童生徒）から相談を受けた」あるいは「学校での検査の結果を受けて、医療機関受診後、保護者（児童生徒）の相談を受けた」となればカウントになります。「15 身体の健康に関すること」に入ります。</p>
<p>質問：アレルギーについて</p> <p>問 38 平成 30. 4. 1～12/31 の間で、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」や診断書等に基づき、学校生活で配慮や管理している幼児児童生徒数は何人いたか？</p> <p>・これは、「食物アレルギーのみ」か「喘息」も含むのか。</p>	<p>◆ 食物アレルギーに関する質問ですので、「食物アレルギーのみ」です。</p>

※ [入力はこちら](#)（全国養護教諭連絡協議会のホームページ上）が反応しない場合セキュリティ解除が必要であれば、以下の形で申請してください。解除していただくと、ホームページの閲覧や回答がスムーズに行えます。

<http://ankz.geoinfo.co.jp/>*

基本的には、<http://ankz.geoinfo.co.jp/>で始まる URL は全て解除しておいて頂きたいです。

以上、よろしく申し上げます。